

雇用保険受給資格者のみなさまのうち

- 35歳未満の求職者の方
- わかものハローワーク利用者
- マザーズハローワーク利用者
- 新卒応援ハローワーク利用者
(学校卒業後3年以内)

裏面もご覧
ください！！



以上の方々は、

しごと館で認定日の 「基本手当の認定」手続き が出来ます！！

※「しごと館」での認定を希望する上記の方は、認定日の前の週までに「しごと館」
又はハローワーク新潟の給付課で認定場所の変更手続きが必要（「受給資格者証」と
「失業認定申告書」が必要です。）となります。

※しごと館には専用の駐車場はありませんので、民間の有料駐車場をご利用ください。

認定時間

11:00～15:30で指定

手続きに必要な書類

- ①ハローワークカード
- ②受給資格者証
※受給資格者証が<仮>の方は正式な証書が
交付されてからの手続きとなります。
- ③失業認定申告書

就職の申告はしごと館では出来ません。

次の認定日までの間で就職
された場合は、就職日の前日
に、ハローワーク新潟へ届け
出て下さい。

しごと館では 4週に1回の
「失業認定申告書」の提出・
受給手続きのみとなります。

●雇用保険受給手続き中のみなさまへ

併せて

職業の相談・紹介、就職活動の
支援も行っています。



●わかものハローワーク→正社員を早期に目指す方の就職支援

●マザーズハローワーク→仕事と子育ての両立支援(就職支援)
【20歳未満のお子様をお持ちの方】

●新卒応援ハローワーク→学校卒業後3年以内の方の就職支援

●求職者支援訓練受講者の就職支援

◆認定時間は11時00分～15時30分の間で指定します。

◆認定窓口を「しごと館」へ変更した後は、美咲町のハローワーク新潟への再変更は認められません。必ず「しごと館」へお越しください。

◆ハローワーク新潟ときめきしごと館・若者しごと館

新潟市中央区弁天2-2-18新潟KSビル内 TEL 025-240-4510(代)

ハローワーク新潟《美咲町》で、取り扱う認定手続き

※4週に1回の認定日の「基本手当の認定」手続き以外の**以下の手続きは**、「しごと館」では取り扱わず、**ハローワーク新潟《美咲町》**での手続きとなります。

- 受給資格決定(離職票を持って失業給付の最初の手続き)
- 雇用保険説明会
- 就職の届け出(就職が決まった際、就職日の前日にする手続き)
- 再就職手当等の申請(※就職が決定し条件を満たす場合、再就職手当等の申請)
- 再求職手続き(就職後短期で退職され、失業給付を再開する手続き)
- その他受給期間延長の手続、雇用保険傷病手当の申請 など